

# 子どもの権利条約



イラスト/土田義晴

## (目次)

子どもの権利教育をすすめよう … 1
まなざしの人権教育 …… 2
検証 子ども権利条約⑨ …… 3
中学生の「衝動的暴力」事件と 「子ども人権バッシング」について考える 4
せたがやチャイルドライン、スタート …… 5
ユニセフ「世界の子供白書'98」を発表 …… 6
初の「子ども・父母の学校参加」条約に学ぶ 7
子どもの権利委員会が日本政府に 「事前質問リスト」を送付 …… 8

## 世界人権宣言50周年、 国連「人権教育の10年」のとりくみ

# 子どもの権利教育をすすめよう

今年是世界人権宣言が国連で採択されてから五〇周年にあたり、その意義が改めて強調されている。諸人権条約・宣言等で援用されたり、人権運動の思想的基盤の一つになるなど、その意義は一層高まっているといえよう。日本でも、憲法九八条のいう「確立された国際法規」として誠実に遵守することが求められている。

### 国連「人権教育の 一〇年」のとりくみ

現在、国連は「人権教育の一〇年」（一九九五年—二〇〇五年）に取り組んでいる。そこでは、人権教育を「知識と技能の伝達および態度の形成を通じて、人権という普遍的文化の構築をすすめるために行なう研修・普及および広報努力」と定義している。これを受けて、日本政府は、一九九五年二月に内閣に推進本部を設置し、九七年七月に「人権教育のための国連一〇年」に関する国内行動計画」を策定した。

この計画では、「依然として、様々な人権問題が存在している」ことを認め、「広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する『共生の心』を醸成することが何よりも要請される」とする。その上で、学校教育のみならず、社会教育、企業その他一般社会における人権教育の促進を求めている。このことと関連して、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者への人権教育の強化を要請する。検察職員、矯正施設・入国管理関係職員、教育・社会教育・医療・福祉、労働行政関係職員、消防・警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者などである。さらに、人権が侵害されているか、もしくは人権

保障が不十分な人々に対して人権保障の推進を要請する。女性・子ども・高齢者・障害者、さらにはアイヌの人々、外国人、またHIV感染者・ハンセン病、刑を終えて出所した人などにも言及していることは重要である。

しかし他方で、企業における労働者の権利侵害や公害・基地被害など、日本社会のあり方にも関わる人権問題が取り上げられていない。「計画の推進」において具体性と現実性に欠けるなどの問題点も持っている。

### 子どもの権利教育を 多様な形で

日本では、同和教育の取り組みのなかで、差別意識や人権認識を問う実践がある。また、裁判や事件を学ぶなかで、人権の実際のありよう、人権運動の意味を考える実践がある。さらに近年では、ワークショップなど参加型・スキル養成型の人権教育がある。子どもの権利教育の現状を検証し、権利教育を推進するためにも、これまでの人権教育の成果を組み合わせていくことが求められている。同時に、人権教育を通じて現行の法や制度を活用できる、あるいは新たな法や制度を創造できるような主体を形成していくことも必要である。

(荒牧重人)

# まなざしの人権教育

岩川 直樹 (埼玉大学)

教育の視線は、ちよつとしたさきやミブを探している。攻撃する弱点を探している。目標は、服装の乱れや、髪型、顔の作り、方言、仕草、匂い、歯並び、運動神経、歩き方までにおよんだ。緊張してもいけないし、妙に憤れすぎてもいけない。目立ってもいけないし、引つ込みすぎてもいけない。意見を持つてはいけないし、考え方がないとまずい。出る杭は打たれるのだ。僕は視線を縫つて、中べらいの声で、あたりさわりのないように自分の名前を告げた。「アニツシモ」 辻仁成、集英社文庫)

教室の冷たく切り刻むようなまなざしを過剰に意識し、表現の振幅を極小にとどめることで、かろうじて自己の防衛を果たそうとする身体。不定形な集団の脅威を前にして演じられる「私」という存在のピアニツシモ。辻のテクストにふれた大学生たちは、そこにかつての自分の教室体験を重ねてゆく。それぞれのパーソナリティや潜り抜けてきた共同体の質に応じて、幾分の偏差はあるものの、そこに語りだされてゆく現代の日本の教室のリアリティには、少なからず、このテクストと同質の感覚が混じっている。

教育実践というものが、知識や技術を伝えることであるとともに、自分たちが生きている現実を、どこかに向かつて、わずかでもずらしてゆく文化的行為だとすれば、その行為は三つの要素を意識せざるをえない。ひとつは、

出発点としての自分たちの状況であり、二つめは、自分たちが向かおうとする方位であり、三つめは、そこに向かう方途や道筋である。現代の日本において、人権教育というものが、学び手の頭上をかすめる以上のアクチュアリティをもちうるためには、親のまなざし、教師のまなざし、制度のまなざし、そしてみんなのまなざしを極度に意識せざるをえない、その身体性や関係性を出発点に見据えることが不可欠なのはなかるうか。そこから、人権の方へ、どんな方途や道筋で、その教室の現実をずらしてゆくことができるのか。

「民主主義を権威的に教えれば権威

主義のメッセージが伝わる。「〜についての学び」(learning about)や「〜のための学び」(learning for)とともに、「〜をとおした学び」(learning through)を問題にすること。教育内容の顕在的なメッセージとともに、教育方法が発している潜在的なメッセージに自覚的になること。自己尊重や他者尊重を可能にする風土や、それぞれが互いのスペースをクティブを安心して交換できる場をつくりだすこと。こうしたグローバル・エデュケーションの基底にあるスタンスは、まなざしの暴力とでもいえる現実を人権の方へずらしてゆこうとする課題と深く関わるものだと見える。

親であれ、教師であれ、子どもであれ、現代の日本に生きるかぎり、監視や評価のまなざしを強く意識させられる状況に生きている。その中で、自己と他者が互いの存在を肯定しようとするまなざしを差し向けあい、現実の問題に対するそれぞれのまなざしを交錯させてゆくような、へまなざしの編み直しをどう実現してゆくのか。「あなた」はOKではない。私もOKではない。でも、それでOKだ。」そう言いうる教室の現実を、どうやってつくりだしてゆくのか。その問いかけにつながるあらゆる試行や格闘を、「人権教育」の知見として交流してゆくことが、今、必要なのではないだろうか。

# 神奈川県子ども権利条約に関するアンケート調査

藤井 幹夫 (神奈川県高校組)

神奈川県高等学校教職員組合は、九七年五、六月に「子どもの権利に関するアンケート」調査を、県立高校の中から三二校を選んで、生徒・保護者・教職員を対象に実施しました。質問事項は条約の認知度、条約に対する評価、学校教育との関連など一五項目で、子ども、親、教師の三者にまったく同一の質問するかたちで行われました。有効回答は生徒三一八七、保護者八八八、教職員五四二、合計四六一七で、条約についてのアンケートとしては全国的にも最大規模の調査でした。詳細は三月に公表される予定ですが、ここでは特に目立った点をいくつか取り上げてお知らせしておきます。

①教職員は条約を知っているが、生徒や保護者は知らない。

教職員の九八%が条約を知っており、内容についても七二%がある程度理解しているのに対して、生徒の三三%、保護者の二九%が「名前も知らなかった」と回答しています。また、生徒の五九%が「学校の授業や教科書で条約を知った」と答えていて、教職員の役割が重大であることがわかります。

②教職員の半数が条約を肯定的に捉え、否定的な見方は二割に留まった。

教職員の五〇%、保護者の三七%、生徒の二四%が、条約を「画期的で日本の子どもたちにも必要」と高く評価しています。否定的な捉え方は少数に留まりました。

③条約の実施に伴って、教職員の七割と生徒・保護者の半数が学校教育を見直す必要があると考えている。

教職員の五八%、保護者の五三%、生徒の四八%が学校教育を見直す必要があると回答しています。この結果は、条約が学校の行き詰まった現状を打開する有力な手だてとなりうることを示していると考えられます。

④生徒・保護者・教職員の九割が、校則や学校行事の決定に生徒も参加する必要があると回答した。

生徒の八五%、保護者の八八%、教職員の九〇%が「校則や学校行事などを決めるとき教職員だけでなく生徒も決定に参加する必要がある」と回答しました。これは、生徒の発言が欠かせないという認識が生徒・保護者・教職員三者に共通のものとなったものと

いえます。

⑤保護者・教職員の七割と生徒の六割が、日本でも「学校協議会」のような制度が必要と考えている。

保護者の六九%、教職員の六七%、生徒の五七%が、学校運営を教職員だけでなく保護者、地域、生徒の代表も参加して決める「学校協議会」のような制度が日本でも必要であると回答しました。

⑥日本の子どもたちに最も必要とされている権利は、「差別されない権利」だった。

生徒・保護者・教職員とも、今の日本の子どもたちに必要な権利のトップに「差別されない権利」を挙げました。第二位は、生徒が「人から強制されず、自分の考えを持つ権利」、保護者が「障害のある子どもが差別されず、意見を述べる権利」、教職員が「自分の問題について自由に意見を述べ、決定に参加する権利」となっています。さらに第三位は、生徒が「プライバシーを持つ権利」、保護者が「人から強制されず、自分の考えを持つ権利」、教職員が「障害のある子どもが差別されず、意見を

述べる権利」でした。

この結果は、いじめの問題がいかに深刻で、広範囲に及んでいるかということをも端的に表していると思われる。また、生徒が必要と考えている「プライバシーを持つ権利」(第三位)、「休息する権利」(第五位)、「遊ぶ権利」(文化や芸術に携わる権利)「第八位」などが、保護者や教職員では低い値となっている点が注目されます。

⑦三者とも、生徒たちは学校で「自分らしさ」をあまり発揮できていないが、生徒がこれから発言していけば、学校はある程度良くなると考えている。

学校の中で生徒たちが「自分らしさ」をかなり発揮できている」と回答したのは、生徒の一四%、保護者の二六%、教職員の二〇%でした。厳しい現実を反映した数字となっています。

しかし、今後「生徒が発言していけば学校が良くなる」あるいは「少しは良くなる」と考えている生徒は五八%、保護者は八一%、教職員は六六%で、「意見表明権」が学校を再生する重要な要素として期待されていることを示しています。

# 中学生の「衝動的暴力」事件と

## 「子どもの人権バッシング」について考える

喜多 明人

今年是世界人権宣言五十周年の記念すべき年であるが、その新年早々、日本子ども・若者にとっては、人権をめぐる「正念場」を迎えている。

一月末から、一連の中学生の「衝動的暴力」事件、そしてナイフ殺傷事件にともなう「所持品検査」是非論などが起り、条約の実施と普及に取り組む私たちにとって、ゆゆしき事態に至っているといわねばならない。

特に、子どもの権利条約の視点に立つて、今日の世論の動きを分析してみると、以下の点で私たちが克服しなければならない問題が発生している。

### 中学生バッシングと自己

#### 不信感・世代不信感の助長

―子どもを励ます視点の大切さ―

子どもの権利条約の見地からみると憂うべき点は、神戸須磨事件の時もそうであったように、権利の主体である子どもたちが自信を失い始めていることである。

「今時の中学生は何を考えているかわからない」「中学生は不気味で怖い」「中学生を持つ親としてとても不安」マスコミ等の影響下で、現代社会が子ども世代に対して不信感を募らせ、

「中学生バッシング」が強くなる中で、中学生自身も「ぼくだってやりかねない」と、自ら自信を喪失したり、自分たち世代を卑下し始めている。このような自己不信感や世代不信感からは何ら建設的な解決策は出てこない。むしろ、だからこそ、彼らが自己不信、世代不信を助長しないように「彼らを励ます」視点を欠いてはならないように思う。

今回の事件に対応して出てきた「所

持品検査」問題についても、生徒会などの理解を求めたり、彼ら自身で解決できる方法を考えていくことが大切である。

### 子どもの人権

#### バッシングに抗して

―パートナリシップ型社会への試練―

第二に、中・高校生の事件が相次ぐ中、マスコミ等を通してこれらの生徒を「野放しにした元凶は子どもの人権」という世論がつけられ始めたことである。

すでに私たちは条約の国連採択、批准時にも経験してきたことであるが、子どもの権利行使や人権尊重の活動は、結局子ども「甘やかし」につながる、といった権利（行使）「甘やかし」「わがまま助長」論がまた頭をもたげ、また、子どもの意見表明権の尊重は「おとなの子どもへの媚びを感じて嫌だ」といった「子ども迎合」論も復活し始めた。

「権利」甘やかし助長」論は、人権教育の否定論（他者の人権尊重という

視点を欠いた論）であり、また、「子ども迎合論」は、父母迎合論と同じ意味合いで、「閉鎖的な専門職」観の反映（子どもや父母の意見など聞かなくてもわかる」といった「傲慢さ」の現れ）として、その限界が確かめられてよい。これからの学校は、開かれた教育専門性のもとで、教職員と父母・子どもとのパートナリシップの関係の中でその再生につとめていくことが求められる。

### 所持品検査は

#### 例外中の例外

―適正手続きの必要性―

管理教育の象徴として影を潜めていた「所持品検査」が、行政のお墨付きでまた息を吹き返しつつある。しかし、「所持品検査」は、学校を成り立たせる最低条件としての「生徒との信頼関係」を破壊する行為であることから、本来はあってはならない行為である。

今回の事件のごとく、検査は、あくまで教職員・生徒の生命権の保障という「例外中の例外」行為として認識しておくべきであろう。そして、仮に実施する場合には、「(1)犯罪防止以外の目的に所持品検査を利用しない」「(2)個別検査の確保や同性による検査など、プライバシー・尊厳を確保する」（子どもの人権連事務局見解一九九八年二月）等の適正手続きを確保しておくことが求められる。

# せたがやチャイルドライン、スタート

星野 弥生(せたがやチャイルドライン事務局長)

## 子どもたちの声に 耳を傾ける

子どもの声、訴えに私たち大人は本当に耳を傾けているのだろうか？ 子どもをめぐる「事件」が毎日のように伝えられ、どうやって防ぐかの「対策」ばかりが語られていく中で、もう一度そう問いなおさなくてはならないと感じます。

子どもたちは何かを訴えたい、誰かに聞いてほしい、と思いつつながら、そうする手段や話す相手を見つけないことができません。もがき苦しんでいるのではないか。彼らを受けとめる大人がそばにたくさんいて、彼らを受け入れる場所が地域にいろいろあればいい。そんな思いから、世田谷で二年前につくられたのが「せたがや・こどもいのちのネットワーク」でした。

世田谷の中で子どものことを考えて活動しているさまざまなグループや個人によるこのネットワークが三回にわたって催したのが「いじめよ、とまれ！」のシンポジウム。ここで語られたのは、親が悪い、いや学校が悪い、社会のせいだ、と「犯人」さがしをする。ことやめよう、子どもの立場にたって子どもの問題を民も官も垣根をとっばらい一緒になって考えていこう、ということでした。

昨年一月十八日に行われた「大人たちの生きかたが問われている」と題し

た三回目のシンポジウムでは、子どもたちを受け入れ、子どもたちをサポートする具体的なシステムが提案されました。「こどものための二四時間電話相談」がそれです。

## イギリスの 「電話相談」システム

そのヒントになったのはイギリスで十一年前に誕生した「チャイルドライン」でした。二四時間休みなく、フリーダイヤルで全国どこからでも子どもがアクセスすることのできるチャイルドラインは、九〇〇名ほどのボランティア相談員を擁する大規模な民間組織です。電話をかけてくる子どもたちの数は毎日一万。しかし対応できる電話は三千件くらいで、電話は常にお話しのようです。

イギリスのチャイルドラインの規模や組織はおくとしても、子どもが好きな時いつでもかけられ、話しやすい電話のシステムが今すぐにも欲しい。

そんな願いから生まれてきたのが、「せたがやチャイルド・ライン」の構想です。ネットワークが積み上げてきた成果を活かしながら、ここで実験的に子どもたちのための電話相談を二四時間行ってみよう、と、世田谷ボランティア協会、世田谷区教育委員会、そして文部省の協力、連携により、チャイルドライン運営委員会がつけられました。そして三月八日から三月二一日までの二週間

と、今回は短い期間ではありますが、これまでネットワークに何らかの形で関わってきた多くの人たちの中からボランティア相談員を募り、集中的な研修も終え、いよいよ走り出します。世田谷じゅうの小・中学生の手に、チラシと電話番号の記されたカードが渡されることになりました。

## 取っ手は 子どもが握る

「せたがやチャイルドライン」を果して「電話相談」と言い換えていいのは迷うところです。チャイルドラインは、基本的にもちこまれた「相談」に「解答」を与える機能ではないからです。子どもたちの声にもかく耳を傾けること、そこからしか始まりません。「聞いてくれない」大人たちにさんざん裏切られてきた子どもたちの声をちゃんと聴くことができるか、「信頼できる大人もいるんだ」と子どもの気持ちを少しでも楽にするような手伝いができるか、それが試されます。電話の前に座る大人たちにとって、二週間は試験の場となるでしょう。

このような世田谷での経験が全国のさまざまなところに広がっていき、日本にも「チャイルドライン」が近いうちに根づいていくことを願っています。

# 栄養不良は緊急事態

## ユニセフ『世界子供白書'98』を公表

好光 紀 (日本ユニセフ協会)

昨年末に発表された「世界子供白書」は栄養を中心テーマにしている。世界の子どもの死因の五五%にあたる六〇〇万人は栄養不良が関係して、目に見えない緊急事態であると述べている。

中部アフリカのグレートレイク地域や朝鮮民主主義人民共和国での危機のような緊急事態は最も深刻な形態の栄養不良を引き起こしているが、栄養不良は多くの人が考えているような、あばら骨が浮き出して、見た目で栄養不良

とわかる子どもは世界の一二%にかすぎない。

推定一億九〇〇〇万人もの五歳未満児が慢性的な栄養不良のために病気と発育の遅れの悪循環から抜けきれないでいる。ラテンアメリカと東アジアでは子どもの栄養不良を減らす上で飛躍的な前進が見られたが、世界全体では栄養不良の子どもの絶対数が増加している。南アジアでは二人に一人が栄養不良であり、アフリカでは三人に一人

が標準体重以下である。

栄養不良は以前から貧困の結果だとみなされてきたが、貧困の原因であることも最近明らかになってきている。

子どもの栄養不良は開発途上国のものとは限らない。先進工業国の一部でも所得格差が拡大して、社会的保護が削減されて子どもの栄養不良に影響を与えている。こうして世界の膨大な数の子どもの死と病気にかかわってきている。さらに、無数の女性の栄養を損なって妊産婦の死亡数を引き上げ、社会的経済的な支出の誘因をうながし、正常な開発を疎外し希望を押しつぶしているのである。

### 栄養不良とは

栄養不良はタンパク質と微量栄養素の摂取不足と病気の繰り返しの結果として起こり、それらをすべて栄養不良としている。栄養不良の多くがビタミン、ヨウ素、鉄分などの微量栄養素の欠乏によるもので、これらは人体で生成できないが重要な生理的機能の調整のためにはごく微量を必要とするもの

である。ヨウ素欠乏は世界人口の三〇%にあたる一六億人が危険な状況で知的障害と発育に影響を与えている。世界の約一億人の幼児を失明の危険に苦しめているビタミンA不足は免疫系を損ない、下痢やハシカに対する抵抗力を弱めている。鉄欠乏による貧血症は毎年五八万五〇〇〇人の妊産婦の命を奪っている。

### 栄養不良の解決方法

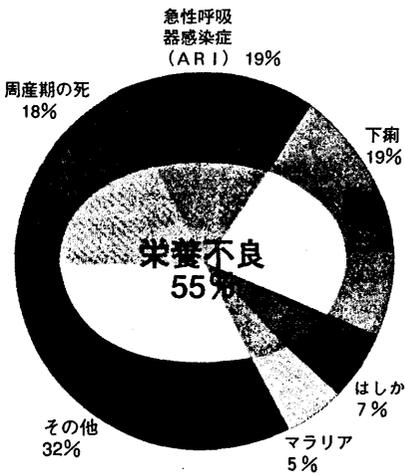
栄養不良にかかわる直接的な要因と間接的な要因と政治・文化・宗教・経済を含めた社会的な要因とを統合した解決方法がより効率的な解決をうながす。直接的な要因の解決には、まず「食べ物」が手に入るような仕組みや方法を確立すること。貧困の解決のための自立とその支援としての小規模農場や養殖池や養鶏場などの普及促進、ビタミンAカプセルやヨード添化塩の普及など。間接的な要因の解決には不衛生な環境を改善すること。保健サービスが行き届き、女性の地位が向上し、労働の負担の軽減などによって、栄養不良の影響を最も受けている人びとの積極的な参加を得て、問題の評価と原因の分析と行動することが栄養不良を含めたその他の問題の解決につながっていく。

●ユニセフの『世界子供白書'98』の入手方法

ハガキかファックスで、〒一六三一一八六八八(財)日本ユニセフ協会 広報室(住所を表記しなくても届きます)、FAX 〇三一一三三五五―三四七三まで申し込んでください。

### 栄養不良と子どもの死

中度の低体重でも子どもの死の危険が高まる。WHOの推定では、栄養不良は開発途上国での1995年の子どもの死の半分以上に関連している。



資料: WHO、C・J・L・マレー、A・D・ロベス、「病気が世界にもたらす負担」、ハーバード大学出版、ケンブリッジ(米国)、1996年、およびD・L・ペレティエ、E・A・フロンジリョ、J・P・ハビクト、「栄養不良が子どもの死を増やすことを示す疫学的証拠」、アフリカ公衆衛生ジャーナル、1993: 83に基づくもの。

# 初の「子ども・父母の学校参加」条例に学ぶ

## 中野区教育行政区民参加条例

一九九八年一月三〇日、中野区勤労福祉会館において、「第四回子ども権利条約学習講座98」が開催された。報告テーマは「中野区の教育行政区民参加条例をめぐって」。報告者は、中野区の条例担当職員、横山俊さん。参加者は約二〇人。

横山さんは、「中野区教育行政における区民参加に関する条例」(以下条例という)について、その制定趣旨、制定の経過、条例の内容と意義について一時間半近く、具体的なエピソードも交えて報告した。冒頭、横山氏からは、中野区は「区民が主体になって、自主的に考え、自ら参加してつくる」(「中野区基本構想」という立場に立ち、ポスト教育委員準公選として、教育行政への区民参加の原則を条例の形で確認したこと。この条例の骨格については、一九九五年一月三一日に、中野区教育委員候補者選定等区民参加問題専門委員(兼子仁・神田修・室俊司ほか七名)から報告された「教育行政への区民参加の原則と教育委員候補者選びへの新たなしくみについて」が基になってい

ることなどが説明された。

とくに、この条例が区民参加についての「原理原則を確認する条例」(パンフレット一頁)である点と関わり、専門委員報告書に示された以下の原則が条例化されたことが強調された。

1 地域意思総合の原則、2 全区区民参加の原則、3 具体的手続き保障の原則、4 政治的中立の原則。

### 学校等への「子ども参加」を原則条例化

この「全区区民参加」原則の中で、「子どもの権利条約を反映させて子どもを参加の権利主体として位置づけたこと」が注目される。

条例の四条一項は、「区民参加においては、権利の主体としての子どもの参加と意見表明の機会が保障されるよう配慮されなければならない」とし、二項で、子どもや親を含む区民参加においては、「区民が学校等の「区」の機関に

対して、直接かつ個別に意見、苦情等を申し出ることができる」とし、これらの意見や苦情等については、三項で、学校を含む「区」の機関において、公平かつ責任ある方法で処理され、意見や苦情を理由として「いかなる差別的取り扱いも受けないものとする」とされた。この条文は實際上、子どもや父母の学校参加を保障したものと説明された。

### 子ども施策担当課が設置される

このように、「区民」、「区」の機関」という表現はされているものの、事実上子ども・父母の学校参加を法制化した条例は全国初ということが出来る。但し、参加者からは、そのような画期的な意義は認めつつ、「教育行政への区民参加」の枠を越えていることに対しての疑問も出された。また、参加者からは、「区民と区との共同関係」(「パート



「条例の具体化はこれから」と話す横山さん

ナーシップ)の原則は、法令上なじまない文言であるという理由から認められなかった点、要綱で定めた教育委員の推薦制(担当・中野区総務部)と区民参加条例(担当・教育委員会)とのつながりが十分見えない点、などの問題が指摘された。なお、横山氏は、四条にもとづく子どもの参加施策についてはこれからであり、教育委員会としては取り組みが遅れていること、現在「子ども施策推進担当課」が設けられて動き始めたこと、等についても紹介をした。

(編集部)

# 子どもの権利委員会が

## 日本政府に

### 「事前質問リスト」を送付

—NGOも追加情報の提出を準備中—

日本政府が子どもの権利委員会へ提出した最初の締約国報告書に対して、日本弁護士連合会、子どもの権利条約・市民NGO報告書をつくる会、子どもの人権連・反差別国際連動日本委員会などがNGOレポートを提出した。このレポートはそれぞれ「問われる子どもの人権」(こうち書房)、「豊かな国」日本社会における子どもの喪失(花伝社)、「子どもの権利条約 日本課題95」(労働教育センター)という形で出版され、条約の実施を検証するのに欠かせない貴重な資料となっている。そして、これらの団体は一九九七年十月(第一六会期)に、日本の報告書の予備審査に参加し、それぞれ見解を述べ、委員会との意見交換を行なった(本ニュースレター三五号参照)。それらに基づき、委員会は日本政府に対して「事前質問リスト」(日本の第一回報告審査に関連して取り上げられる問題一覽を送ってきた。なお、この日本語訳は先の団体ごとになされている。

この「事前質問リスト」は、「第一回締約国報告の形式と内容に関するガイドライン」にそつ

て、四二項目からなっている。その相当数はどの国にも共通の項目であるが、日本により即した問題も取り上げられている。例えば、婚外子、障害を持った子ども、マイノリティの子どもの権利についてかなり問題にされている。また、子どもの人権専門委員の独立性・効果・予算、一九九四年五月文部省通知による具体的効果、子ども虐待を防止するためのプロジェクト、学校やその他子ども施設でのいじめ防止の取り組み、あるいは、校則のなかに子どもの市民的自由を取り入れていくかどうかなどについて質問が出されている。さらに、条約三一条の休息・余暇の権利を実施するための措置や、子どもの参加の権利を奨励するための措置なども問われている。

日本政府は、今年五月―六月に行なわれる委員会第一八会期における本審査に先立って、この質問票に文書で回答しなければならぬ。この文書回答は報告書本体とともに委員会の審査の基になるものである。先にNGOレポートを提出した主要な団体は、その文書回答が適切なものになるように関係省庁などに働きかけたり、会期前作業部会以降の子どものめぐる状況の变化や新たなデータを含めた追加情報を提出する準備を進めている。

(荒牧重人)

#### 子どもの権利条約ネットワーク

##### イベントと総会

一九九八年五月十日(日)

国立オリンピック記念青少年総合センター

\*イベントと総会を例年どおり行ないます

が、今年は諸事情で五月五日ではなく、

十日です。詳細は次号でお知らせします。

## 季刊教育法

13号

1,700円

### 「いじめ」社会と裁判

いじめ社会からの脱却……………鎌田 慧  
いじめ事件の法的考察……………坂田 仰  
いじめ—社会科教師への期待……………梅野 正信  
●資料 いじめ判例・いじめ事件に関する動き

地域社会と高校の脱構築……………黒沢 惟昭

### 教科書裁判と私

—教科書裁判32年—  
浅羽 晴二/伊藤 公一/大田 義/尾山 宏  
兼子 仁/神田 修/門井 節夫/君島 和彦  
小林 和/依 正市/時野谷 滋/永井 憲一  
薬 部彦/菱村 幸彦/堀尾 輝久/森村 誠  
弓削 達  
●資料 第三次家永教科書訴訟最高裁判決要旨

教育基本法50年 これまでとこれから  
教育の機会均等—学校教育……………平原 春好

エイデル研究所

東京都千代田区九段北  
4-1-11 5F  
☎102 電話03-3234-4641F

## 子どもの人権大辞典

◆監修の新しい日本で初めて子どもの人権専門大辞典を刊行!

◎監修/市川昭平・永井憲一 ●編集委員/喜多明人・鈴木政次郎・津田玄規・三木妙子・結城忠・若井彌一

◆執筆者/全国のエキスパート二六四名を結集

◆定価/全二巻・二八〇〇円(消費税込み)

◆体裁/菊1上製・頁数約二千頁・総項目数二〇〇・函入り

◆執筆者の主観やイデオロギーを入れないで、客観的に解説をするために小項目主義を充実させた。主要各国の少年法や法規集には載っていない事件迄もわかりやすく解説した。

●お申込みは直接当社へ!  
株式会社エムティ出版  
〒164-0001 東京都中野区中野5-66-4 国都ビル7階  
Tel.03(3228)6011 Fax.03(3228)4047

## 『子どもの権利条約』No. 36

1998年2月15日発行

★発行(隔月刊)  
子どもの権利条約ネットワーク  
〒105 東京都港区海岸  
1-6-1-831

Network for the Convention  
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990  
Fax. 03-3433-7369  
(月・金曜日/午後1時~午後6時)

★発行人 喜多明人  
★編集人 荒牧重人  
★年会費 4,000円  
学 生 2,000円  
18歳未満 1,000円  
定期購読 5,000円  
\*郵便振替 00180-2-750150  
★印刷 (株)第一プリント